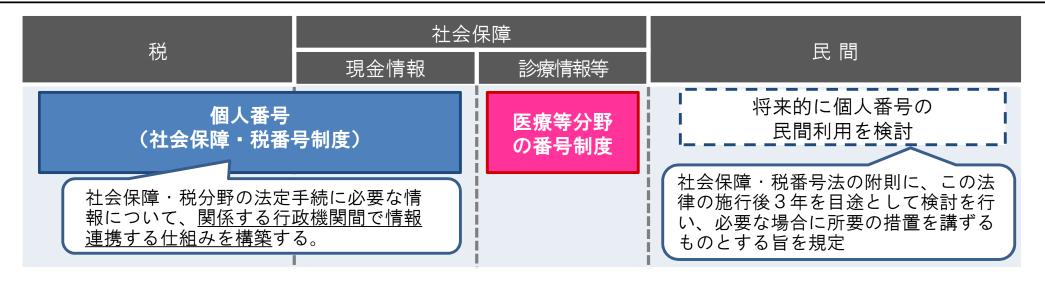
番号制度でのマイナンバーの利用範囲について

〇 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することと されている。



〇個人番号の利用範囲(番号法別表)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

社会保障分野	年金	年金の資格取得・確認・給付に利用 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
	労働	雇用保険等の資格取得・確認・給付。ハローワーク等の事務に利用 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療等	保険料徴収等の医療保険者の手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等に利用 ○健康保険法、介護保険法等による保険給付、保険料の徴収に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 等
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用		

医療等分野での番号の活用に関する議論の全体像(中間まとめ)

医療等分野での番号(電磁的符号を含む)※を用いた情報連携

※マイナンバーに限定しない

医療機関・介護事業者等の連携

(地域レベル、複数地域間での連携)

- ・病院での検査結果をかかりつけ医の診療に活用
- ・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認
- ・医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用 (ポータルサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

医療保険のオンラインでの資格確認

※保険者はマイナンバーで資格情報を管理するので、資格 確認手続きのうち保険者でマイナンバーを活用

保険者間の健診データの連携

資格異動時での特定健診など健診データの連携

予防接種の履歴管理

市町村での接種歴の管理、本人への通知等

※いずれの利用場面も医療機関等ではマイナンバーは用いない

※全国がん登録への活用は突合事務等の実務的な課題を検討

医療等分野の個人情報の特性を考慮し、オンライン資格確認のインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性と効率性・利便性が確保された仕組みを検討

【番号制度のインフラとの関係】

- ・現行の番号法の枠組み(目的規定)は、行政機関等がマイナンバーを用いると 規定。医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない
- ・番号制度では、保険者が資格情報をマイナンバーと紐づけて管理。保険者が資格情報を用いる場合など、安全で効率的な情報連携とするため、番号制度のインフラの活用も必要
- ・マイナンバーとは別に見える番号を発行するのはコストがかかる。電磁的な符号のほうが、安全性の確保と二重投資を避ける観点から望ましい
- ・番号・符号が重複しないよう、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みが必要
- ・医療情報の第三者提供は本人同意が前提。個人ごとに情報の提供範囲が異なり うるので、一律な情報照会と回答が難しい

現行の番号法の枠組みの中で、行政機関・保険者が マイナンバーを用いることについて検討

- ・行政機関・保険者は住所情報や保険資格情報を個人番号で管理
- ・社会保障・行政サービスの向上・効率化に資する

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)

- 〇番号法の目的(法第1条)
- ・<u>行政機関等の行政事務を処理する者</u>が、<u>個人番号を活用</u>して、 <u>効率的な情報の管理と利用</u>、他の行政事務を行う者との間で 迅速な情報の授受ができるようにする
- ・これにより、①<u>行政運営の効率化と行政分野での公正な給付と負担の確保</u>、②手続きの簡素化など<u>国民の利便性の向上</u>が 得られるようにする

〇利用範囲 (法別表)

- ・医療保険・年金の給付、保険料の徴収
- ・雇用保険等の資格取得・確認、給付
- ・生活保護、児童扶養手当等の福祉分野 等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

1. 医療等分野での番号(電磁的符号を含む)による情報連携のあり方

- **医療等分野の個人情報**は、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病**歴や服薬の履歴、健診の結果**など、**第三者には知られたくない**情報がある。利用について**本人同意を得る**とともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、**機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要**がある。
- **医療等分野の情報連携のあり方**については、以下のような意見があった。
 - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲 しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
 - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、**本人同意やプライバシールールのあり方の検討**が必要

2. 番号制度のインフラとの関係

- 番号法では、目的規定(第1条)で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号(電磁的符号を含む)は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する 方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「**見えない番号(電磁的な符号)」のほうが、安全性を確** 保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

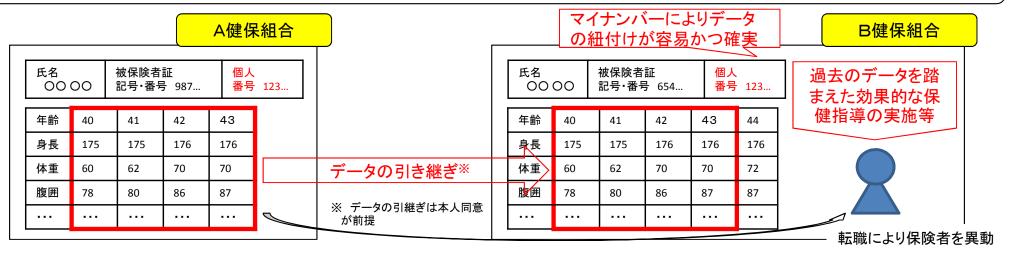
3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号(電磁的符号を含む)を用いた情報連 携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」 と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護 を含めた安全性と効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

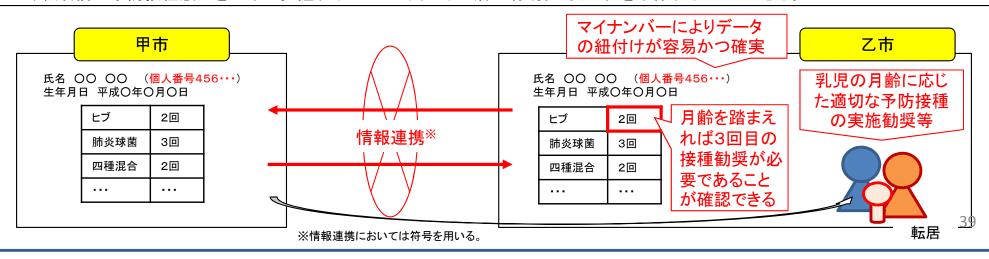
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



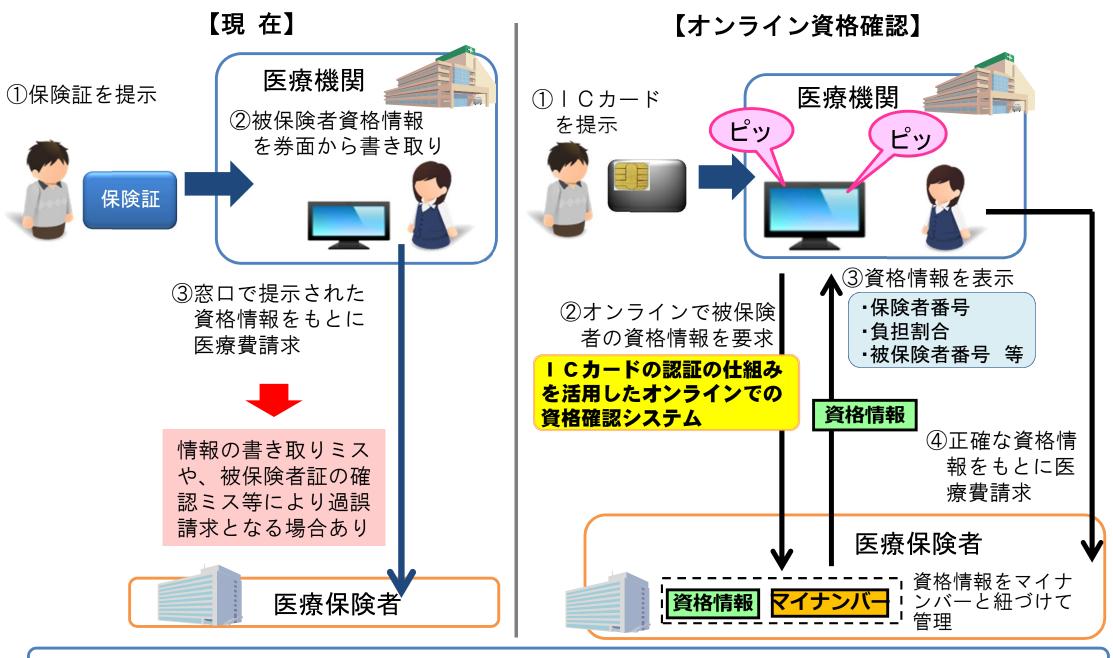
2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



39

医療機関の窓口におけるオンラインでの医療保険資格の確認



オンライン資格確認により事務の効率化と過誤請求の縮減に寄与する